

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験方法 精査等による 確認	
1. セメント・コンクリート（低圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（フランク）	その他（1）～（5）まで	計量誤差の計量精度	ハッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	ホ：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±2%以内 低和材：±2%以内 （高圧スラグ微粉米の場合は±1%以内） 炭和剤：±3%以内	工事開始前、工事中断1回/6か月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練度性能表示試験		連続ミキサの場合 土木学会規程 JSCB-1 502-2013	コンクリートの練度性能 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中断1回以上/12か月	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭橋（場所打ち、非荷重等）、橋梁上部工（杭、圧入、高橋等）、護岸工（高さ1m以上）、防波工、橋門、橋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			粗骨材の表面含水率試験		JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面含水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			○
施工	施工	強化物総重量別	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※第2資料2参照	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に、その試験結果が強化物重量の規格値の0.1以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の強化管イオン含有率試験方法」（JSCB-C502-2023, 503-2023）又は設計図書の規定により行う。 ・用化鉄筋等を有さない無筋補強物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭橋（場所打ち、非荷重等）、橋梁上部工（杭、圧入、高橋等）、護岸工（高さ1m以上）、防波工、橋門、橋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			
		単位水量測定	「レディーミクスト・コンクリート」単位水量測定要領（「第1」の4の付記）のいて平成18年12月8日事務連絡1）※第2資料3参照	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水重量動の原図を調査し、生コン製造者に改訂を指示し、その通達書の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、通達書の3台番に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m ³ で安定するまでとは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m ³ の指示書を超える場合は、生コンを打込み、持ち帰らせ、水重量動の原図を調査し、生コン製造業者に改訂を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全通達書の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示書を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	100g/日以上の場合：3回/日（午前1回、午後1回）以上、重質粉砕物の場合は重質密度に応じて100～150g/日と1回、及び寄附し時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	水重量動の単位水量の上限値は、粗骨材の最大粒径が20mm～25mmの場合は17kg/m ³ 、40mmの場合は19kg/m ³ を基本とする。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 評価及び 確認
セメント・コンクリート（既圧コンクリート・コンクリート・ダム・露工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造	その他（JIS A 1118 マーキング表示されたレディミキスト・コンクリートを使用する場合は）	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合 JIS A 1118 JIS A 9603-1 JIS A 9603-2	赤：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 充填材：±3%以内 （高圧スラグ微粉米の場合は±1%以内） 炭和物：±3%以内	工事開始前、工事中断1回/8か月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練度表示試験	バッチミキサの場合 JIS A 1118 JIS A 9603-1 JIS A 9603-2	コンクリートの練度質量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏置率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏置率：5%以下 圧縮強度の偏置率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏置率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏置率：15%以下	工事開始前及び工事中断1回以上/12か月	・小規模工種で1工程当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上の試験、又はレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（積台、橋脚、杭橋（埋設杭橋、非寄置杭橋）、橋脚上部工（桁、桁梁、索橋等）、護岸工（高さ1m以上）、排水工、橋脚、橋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合 土木学会規程 JSCE-I 602-2013		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：30mm以下			○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	塩化物含量規制	①コンクリートの耐久性向上）仕様書 ※客実資料2参照		原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物含量の規制値の1/2以下の場合、は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数3回とす）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工程当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上の試験、又はレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2024）に規定設計図書に規定のとおり行う。 ・用いる骨材を青い無結核混物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（積台、橋脚、杭橋（埋設杭橋、非寄置杭橋）、橋脚上部工（桁、桁梁、索橋等）、護岸工（高さ1m以上）、排水工、橋脚、橋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			単位水率測定	①レディミキスト・コンクリートの単位水率規定事項 【案】①（平成16年3月8日事務連絡） ※客実資料2参照	①測定した単位水率が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 ②測定した単位水率が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水収縮率の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その確認書の生コンを打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、確認書の2名前より1回、単位水率の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を超えた場合は、生コンを打設する前に、持ち帰らせ、水収縮率の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その確認書の生コンを打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、確認書の2名前より1回、単位水率の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	①100m ³ /日以上の場合、 ②100m ³ /日未満の場合、 【案】①以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び開始時に品質変化が認められたときより、測定回数が多い方を採用する。	示された単位水率の上昇率は、但書きの最大水率が200～250mmの場合は15kg/m ³ 、400mmの場合は18kg/m ³ を基本とする。	

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値±1.0cm	・密閉し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及びおよび密閉し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄道コンクリート座敷にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋鉄道の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭柱（場所打ち、非密着等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、縦壁工（高さ1m以上）、引張工、橋門、橋脚、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装等。その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値）	・密閉し時又は、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき3個（ $\phi 7 \times 3$ 個、 $\phi 28 \times 3$ 個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ $\phi 3$ ）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1120	±1.5%（許容差）	・密閉し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び密閉し時に品質変化が認められた時。		
	その他		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの圧縮分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.3mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の橋・水門・橋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）とし構造物本体の地盤や他の構造物との接合面を除く表面とする。 ワーキング・観察等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.5mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査 ※巻末資料 4 参照	JSCB-C 604-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート縦壁及びカルパート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5か所実施。打設28日～31日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート縦壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の橋・水門・橋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験 その他	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、厚位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかり測定要領		同左	同左	同左	
			強度測定		同左	同左	同左	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値±1.0cm	・密閉し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及びおよび密閉し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄道コンクリート座敷にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋鉄道の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭柱（場所打ち、非密着等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、縦壁工（高さ1m以上）、引張工、橋門、橋脚、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装等。その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値）	・密閉し時又は、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき3個（ $\phi 7 \times 3$ 個、 $\phi 28 \times 3$ 個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ $\phi 3$ ）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1120	±1.5%（許容差）	・密閉し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び密閉し時に品質変化が認められた時。		
	その他		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの圧縮分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.3mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の橋・水門・橋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）とし構造物本体の地盤や他の構造物との接合面を除く表面とする。 ワーキング・観察等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.5mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査 ※巻末資料 4 参照	JSCB-C 604-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート縦壁及びカルパート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5か所実施。打設28日～31日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート縦壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の橋・水門・橋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			コアによる強度試験 その他	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、厚位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかり		同左	同左	同左	
			強度測定		同左	同左	同左	

摘要

巻末資料 5、6 を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必修	道路用スラグの黒色判定試験	JIS A 5015	黒色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
施工	必修		現場密度の測定	諸般調査・試験法 便覧【4】-266 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が50mm以下の場合はのみ適用できる。	最大乾燥密度の83%以上 X _d 83%以上 X _s 87%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の83%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値の平均値10が規格値を満足するものとするが、10が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値10が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば10,000㎡の場合、 3,000㎡/1ロット毎に10孔、合計30孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（臨時工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	諸般調査・試験法 便覧【4】-289		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			また、1）地盤形状測定調査を用いたブルーフローリング管理記録（※）を			・全幅、全区間で実施する。 ・道路計測精度確認を行い、システム計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の形状を機能的に計画し、施工範囲と保たての定形書きシートマップとして記録・管理する。	
その他			平均動荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の塑性限界・塑性指数試験	JIS A 1206	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必修	道路用スラグの黒色判定試験	JIS A 5015	黒色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。		・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
施工	必須		現場密度の測定	諸般調査・試験法 便覧【4】-266 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が50mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の83%以上 X _d 83%以上 X _s 87%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の83%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が偽りた場合は3孔の測定値の平均値10が規格値を満足するものとするが、X _s が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値10が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（臨時工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング	諸般調査・試験法 便覧【4】-289		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
その他			平面動荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の塑性限界・塑性指数試験	JIS A 1206	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

摘要

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミグリーンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装、同一配合の素材が100t以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧【2】-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミグリーンアスファルト：表3.3.4			○
			80℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧【2】-224				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧【2】-289	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			粒度（2.36mmふるいフルイ）	舗装調査・試験法便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
プアメント	必須		粒度（75μmふるいフルイ）	舗装調査・試験法便覧【2】-16	75μmふるい：±5以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧【4】-318	アスファルト量：±0.3%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			水浸ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧【3】-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐動摩性の確認	○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧【3】-44			アスファルト混合物の耐動摩性の確認	○
舗設現場	必須		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧【3】-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧【3】-218	基準密度の94%以上。 X10 88%以上 X3 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・縦断面は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縦断面は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X3が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例）3,001～10,000㎡：10孔 10,000㎡超に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			温度測定（初乾圧前）	温度計による。	110℃以上 ただし、混合物の種類によって適切に調整する場合や、標準化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、舗装の強度の高いロープを使用する場合などは、所定の舗装強度が得られる範囲で、適切な温度を設定	1時間	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			また、表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理（※）	110℃以上 ただし、混合物の種類によって適切に調整する場合や、標準化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、舗装の強度の高いロープを使用する場合などは、所定の舗装強度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・定編、定版で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。		
			外観検査（混合物）	目視				
その他			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧【1】-101	設計図書による。	舗設車速毎200m毎に1回		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分 その他	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装、同一配合の素材が100t以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧【2】-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.4			○
			80℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧【2】-224				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧【2】-289	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
プアメント	必須		粒度（2.36mmふるいフルイ）	舗装調査・試験法便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			粒度（75μmふるいフルイ）	舗装調査・試験法便覧【2】-16	75μmふるい：±5以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧【4】-318	アスファルト量：±0.3%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			水浸ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧【3】-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐動摩性の確認	○
舗設現場	必須	その他	ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧【3】-44			アスファルト混合物の耐動摩性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧【3】-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧【3】-218	基準密度の94%以上。 X10 88%以上 X3 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・縦断面は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縦断面は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X3が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例）3,001～10,000㎡：10孔 10,000㎡以上の場合 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・横断面試験はコア採取しない場合 材質（アスファルト出荷数量）と縦断面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	
温度測定（初乾圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって適切に調整する場合や、標準化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、舗装の強度の高いロープを使用する場合などは、所定の舗装強度が得られる範囲で、適宜な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）				
			外観検査（混合物）	目視				
その他			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧【1】-101	設計図書による。	舗設車速毎200m毎に1回		

摘要

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(一部修正)
国の改定に伴い修正
巻末資料 5 ← 7 に修正
巻末資料 8 を削除

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 算	試験成績表等による確認
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			任意試験	締固め率・試験法 便覧[4]-227、[4]-230				
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 3種)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 締固め率・試験法 便覧[4]-185 ※砂法 又は 引計器を用いた盛土の締固めの管理要領 (案) ※参考資料を参照	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最大値で判定を行う。	
				又は 「B」型SSを用いた盛土の締固めの管理要領」によるもの (※参考資料を参照)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と試験用の機械が通れない場合は測定は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の施工面積が2,000㎡未満の場合は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 2.管理単位あたり1回の測定点3つの目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上、1,000㎡未満:10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満:15点 3.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り後の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監査員との協議の上、1箇所取直しを行う場合とする。	
			ブループローリング	締固め率・試験法 便覧[4]-288		路床仕上げ後、芯線、空区間を実施する。	・荷重車については、施工時に用いた圧入機械と同等以上の経年効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1か所の割合で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	締固め率・試験法 便覧[1]-284 (バックパッカー)		ブループローリングでの不良箇所について実施		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績等による確認
10 表層部 安定土工 (砂層・汚泥 処理)	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	現場調査の測定 ※右記試験方法 (1)のいずれ かを採用する。	最大粒径≦50mm ：設置検定 (JIS A 1214) 最大粒径>50mm ：経路調査・試験法 便覧(4)-186 異砂法 又は、「計器を用いた 土工の押固の管理 要領 (1)」の ※右記資料を参照	設計図書による。	500mmにつき1回の割合で行う。ただし、1,500mm未満の工事は工事当たり3回以上、(1)回の試験につき3回、(2)回、(3)回の最低値を判断を行う。	・配合を定めるための試験である。 ・圧固の規格値を満たしている。 ・規格値をきく下回っている点がある場合は、監督員との協議の上、(再) 壓固を行うものとする。	
			又は、「15mm未満の計器を用いた土工の押固の管理要領」	施工範囲を9分割した管理ユニットのなかで規定回数だけ検定実施されたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固めの試験が近接しない構造物周辺は除く。	1. 壓固を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 1回の締固めあたりの施工面積は1,500mm ² を標準とし、1日の施工面積は7,000mm ² 以上とする。 3. 1日の施工面積が7,000mm ² 以上の場合は、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。 4. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 5. 工期や地の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・配合を定めるための試験である。 ・圧固の規格値を満たしている。 ・規格値をきく下回っている点がある場合は、監督員との協議の上、(再) 壓固を行うものとする。	
		フルーフローリング ※右記試験方法(1)のいずれかを採用する。	経路調査・試験法 便覧(4)-398 または、「物理型変形量計(圧縮型)を用いたフルーフローリング管理要領 (1)」	設計書上仕様、全幅、全深間で実施する。	1. 壓固仕上げ後、全幅、全深間で実施する。 2. 副底仕上げ後、全幅、全深間で実施する。 3. 事前計測結果確認を行い、その後の計測結果が確認されていることを確認する。	・埋置量については、施工時に用いた圧正板と同等以上の埋置量等を持つローラやトラッキング等を用いるものとする。 ・埋置量の形状を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
	その他	平均載重試験			各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
		現場C8試験	JIS A1222	設計図書による。			
		含水比試験	JIS A 1210		500mmにつき1回の割合で行う。ただし、1,500mm未満の工事は工事当たり3回以上。		
		たわみ量	経路調査・試験法 便覧(2)-16 (「たわみ」参照)		フルーフローリングでの不良箇所について実施。		
18 面土工	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	・配合を定めるための試験である。 ・ボーリング等により供試体を取り出す。	
		テラタイム試験			当初及び土質の変化した時。	・配合を定めるための試験である。	
	施工	収束体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		収束体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して収束されていることを目視確認する。 収束体500mm未満は3本、500mm以上は250mm増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を取り出す。 ・収束体の強度確認には、収束体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
		土の一軸圧縮試験 (収束体の強度)	JIS A 1218	①各供試体の試験結果は収束地盤設計強度の85%以上 ②1回の試験結果は収束地盤設計強度以上 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	収束体500mm未満は3本、500mm以上は250mm増えるごとに1本追加する。試験は1本の収束体につき、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の収束体で設計強度を達成できない場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・収束体の強度確認には、収束体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	機 種	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績等による 補正
19 表層安定化施工 (乾式混合石灰)	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び主質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須 現場強度の測定 年毎の試験方法 (設備) のずれ かを要する。	最大粒径≤50mm: 臥置法 (JIS A 1214) 最大粒径>50mm: 臥置法・試験法 便覧[4]-185 吹砂法 又は、 「設計書を用いた 地土の強度の管理 要領 (要)」 ※参考資料 4 参照	設計図書による。	50m³につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上1回の試験について1回実施し、90%の最低値で判断を行う。 地土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を管理単位とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が1,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上3,000㎡未満: 15点	配合を定めるための試験である。 注記の規格値を満たしている。規格値を寧ろく下回っている点を存在した場合は、監査員との協議の上、(下) 転圧を行うものとする。	
	その他	土の一軸圧縮試験 (改良土の強度)	又は、JIS-A 08S を用いた地土の強度の管理要領 (要)	施工範囲を分割した管理ロットの全てが規定回数2回連続的に認められたときを確認する。ただし、路肩から1m以内と構造物の直縁が近接しない構造物直縁は除く。	1. 調査を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は現場、路床路床と1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り時の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	材料	ブルーフローリング	強度調査・試験法 便覧[4]-289		路床土に付着・圧縮、試験機を要する。		
	その他	平面載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
		含水比試験	JIS A 1203		50m³につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上、		
		たわみ量	強度調査・試験法 便覧[2]-6 (ハウルトン・メータ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19 固結工	材料	土の一軸圧縮試験	JIS A 1218	設計図書による。 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したも	当初及び主質の変化した時。	・配合を定めるための試験である。 ・ボーリング等により供試体を取り出す。	
		グルタイム試験			当初及び主質の変化した時。	・配合を定めるための試験である。	
	施工	必須 改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングコアで連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を取り出す。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
		土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1218	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したも	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上・中・下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を満足している場合は、各設計強度別に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	

摘要

(一部修正)
 国の改定に伴い修正
 巻末資料 5 ← 7 に修正
 巻末資料 8 を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回/日 (午前・午後)		
			モルタルのフロー値試験	JSCF-P 821-2018	10～18秒フロー値 (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)			
			適性試験 (多サイカル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。			
			確認試験 (1サイカル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)				
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	指定の緊張力が導入されていること。			
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び主質の変化した時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		○
			土の圧入試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。		
		施工	現場密度の測定 (※右記試験方法 (2段階) のいずれかを実施する。)	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 1210(C-D-E法) または、設計図書による。 又は、 「設計図書を用いた土上の締固め管理要領 (案)」 (※参考資料 1 参照) ※参考資料 1 参照 又は、 「IS-GNSSを用いた土上の締固め管理要領」 (※参考資料 1 参照) ※参考資料 1 参照	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)A-B法) もしくは 80%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)C-D-E法) または、設計図書による。 又は、 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位 (※参考資料 1 参照) の乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)A-B法) もしくは 80%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)C-D-E法) または、設計図書による。 又は、 「IS-GNSSを用いた土上の締固め管理要領」 (※参考資料 1 参照) ※参考資料 1 参照	50m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事又は1層当たり2回以上、1回の試験につき5穴で判定し、5穴の最低値で判定を行う。 又は、 最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・最大乾燥≦100mmの場合に適用する。 ・乾燥の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・場合前面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均95%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均95%以上、かつ最小95%以上 又は、 1. 層土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は路床、路肩路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第55号、国空建第79号) ※参考資料 1 参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回/日 (午前・午後)		
			モルタルのフロー値試験	JSCF-P 821-2018	10～18秒フロー値 (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)			
			適性試験 (多サイカル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。			
			確認試験 (1サイカル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)				
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	指定の緊張力が導入されていること。			
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び主質の変化した時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		○
			土の圧入試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。		
		施工	現場密度の測定 (※右記試験方法 (2段階) のいずれかを実施する。)	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 1210(C-D-E法) または、設計図書による。 又は、 「設計図書を用いた土上の締固め管理要領 (案)」 (※参考資料 1 参照) ※参考資料 1 参照 又は、 「IS-GNSSを用いた土上の締固め管理要領」 (※参考資料 1 参照) ※参考資料 1 参照	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)A-B法) もしくは 80%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)C-D-E法) または、設計図書による。 又は、 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位 (※参考資料 1 参照) の乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)A-B法) もしくは 80%以上 (締固め試験 (JIS A 1210)C-D-E法) または、設計図書による。 又は、 「IS-GNSSを用いた土上の締固め管理要領」 (※参考資料 1 参照) ※参考資料 1 参照	50m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事又は1層当たり2回以上、1回の試験につき5穴で判定し、5穴の最低値で判定を行う。 又は、 最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・最大乾燥≦100mmの場合に適用する。 ・乾燥の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・場合前面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均95%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均95%以上、かつ最小95%以上 又は、 1. 層土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 管理単位は路床、路肩路床とも1日の1層あたりの施工面積を基準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第55号、国空建第79号) ※参考資料 1 参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○

摘要

巻末資料 5 ← 7 に修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法砕工	必須項目は1から5まで、5より上は任意項目として記載されたレディーミクストコンクリートを使用	必須項目	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1126		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±2%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±2%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工事等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、道路工、橋門、橋脚、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-T 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○
施工	その他	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・密着し時 1回/日以上、構造物の重要部と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び密着し時に品質変化が認められた時。	・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、道路工、橋門、橋脚、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2023	設計図書による。	1回/6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャビリティを行う。1回に6本（φ7～2本、φ28～2本、）とする。	・参考値：10N/cm ² 以上（材齢28日） ・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料 2 参照	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化率イオン含有率試験方法」(JSCE-C 602-2023, 2018, 603-2023) 又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1120	±1.5%（許容差）	・密着し時 1回/日以上、構造物の重要部と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び密着し時に品質変化が認められた時。	・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックスボルトの引抜き試験 ※巻末資料 6 参照	「ロックスボルトの引抜き試験」 ※巻末資料 6 参照	引抜き方向の80%程度以上。	設計図書による。		
コアによる強度試験	その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	高質に異常が認められた場合に行う。		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法砕工	必須項目は1から5まで、5より上は任意項目として記載されたレディーミクストコンクリートを使用	必須項目	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1126		1回/日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±2%以内 混和材：±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±2%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工事等で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、道路工、橋門、橋脚、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規程 JSCE-T 602-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○
施工	その他	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・密着し時 1回/日以上、構造物の重要部と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び密着し時に品質変化が認められた時。	・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、道路工、橋門、橋脚、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2023	設計図書による。	1回/6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャビリティを行う。1回に6本（φ7～2本、φ28～2本、）とする。	・参考値：10N/cm ² 以上（材齢28日） ・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料 2 参照	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化率イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2023, 2018, 503-2023) 又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1120	±1.5%（許容差）	・密着し時 1回/日以上、構造物の重要部と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び密着し時に品質変化が認められた時。	・小規模工事 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックスボルトの引抜き試験 ※巻末資料 6 参照	「ロックスボルトの引抜き試験」 ※巻末資料 6 参照	引抜き方向の80%程度以上。	設計図書による。		
コアによる強度試験	その他	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	高質に異常が認められた場合に行う。		

摘要

巻末資料 6 ← 9 に修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1218		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 (第一回改訂版)				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説 (第一回改訂版)				
			土の透水試験	JIS A 1213				
	施工	必須	現場密度の測定 (※古記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 核子密度計試験法 (4) -255 又は他	最大乾燥密度の85以上。又は設計図書に示された値。	乾燥は、1,000㎡に1回の割合。又は埋体延長50mに3回の割合の内、測定精度の高い方で実施する。 (6)の試験につき3回で測定し、3回の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			又は、「設計図書を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」※ 関係資料と参照	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の80以上。又は、設計図書による。 又は、 2 1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			又は、「JIS-GN35を用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割することとはしないものとする。 3. 1日1層の状況や土質状態が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割することとはしないものとする。 3. 1日1層の状況や土質状態が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	核子密度計・試験法 (4) -273		トラフィカビリティが悪いとき。		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1218		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 (第一回改訂版)				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説 (第一回改訂版)				
			土の透水試験	JIS A 1213				
	施工	必須	現場密度の測定 (※古記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 核子密度計試験法 (4) -255 又は他	最大乾燥密度の85以上。又は設計図書に示された値。	乾燥は、1,000㎡に1回の割合。又は埋体延長50mに3回の割合の内、測定精度の高い方で実施する。 (6)の試験につき3回で測定し、3回の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			又は、「設計図書を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」※ 関係資料と参照	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の80以上。又は、設計図書による。 又は、 2 1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 乾燥は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			又は、「JIS-GN35を用いた盛土の締固め管理要領」による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割することとはしないものとする。 3. 1日1層の状況や土質状態が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割することとはしないものとする。 3. 1日1層の状況や土質状態が変化する場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	核子密度計・試験法 (4) -273		トラフィカビリティが悪いとき。		

摘要

巻末資料 5 ← 7 に修正
巻末資料 8 を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
26 防排水工	材料	必須	土の締固めの試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		現場密度の測定 (※右記試験方法 (3種試験) のいずれ かを実施する。	最大粒径≦5mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm： 核袋法 ※要【4】-266 参照	・最大乾燥密度の85%以上、又は 設計図書に示された値 1,000㎡に1回の割合、又は設計 図書による。 1回の試験につき3回測定 する。3回の最高値で判定を行 う。	・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている点か存 在した場合は、監督員と協議の上 で、(再) 転圧を行うものとする。			
		又は、「設計書を用いた 土の締固めの管理 要領 (第1)」。	1 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 2 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 3 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 4 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 5 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 6 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 7 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 8 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 9 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 10 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 11 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 12 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 13 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 14 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。 15 管理単位の現場乾燥密度の平均 値が最大乾燥密度の80%以上、 又は、設計図書による。	・最大粒径≦100mmの場合に適用す る。 ・左記の規格値を満たしていても、 規格値を著しく下回っている点か存 在した場合は、監督員と協議の上 で、(再) 転圧を行うものとする。				
27 道路土工	材料	必須	土の締固めの試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩時の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は 除く。		
		CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩時の場合は除く)。			
		土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202					
		土の含水比試験	JIS A 1203					
		土の液性限界・塑性 限界試験	JIS A 1206					
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1218					
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法 と解説【第一回改 定版】					
		土の圧密試験	JIS A 1217					
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法 と解説【第一回改 定版】					
		土の透水試験	JIS A 1218					

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
26 防排水工	材料 土工	必須	上の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種試験) のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm： 核袋法 ※要【4】-266 参照	・最大乾燥密度の85%以上、又は設計図書に示された値 1,000㎡に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3回で測定する。 3回の最高値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
27 道路土工	材料 その他	必須	上の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩時の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 〔路床〕	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩時の場合は除く)。		
			土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1206				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1218				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説〔第一回改定版〕				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説〔第一回改定版〕				
			土の透水試験	JIS A 1218				

摘要

巻末資料 5 ← 7 に修正
巻末資料 8 を削除

摘要

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格 値	試験 基準	摘 要	試験成績表等による確認
77 工	道路土工	施工	現場密度の測定 ※右記試験方法 (2種)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 5mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 5mm : 核子密度・試験法 便覧【A】-256 炭砂法	【砂置法】 ・路床：次の密度への締固めが可能なら範囲の含水比において、最大乾燥密度の80%以上（締固めの試験 (JIS A 1210) A-2) 以上。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の85%以上（締固めの試験 (JIS A 1210) A-2) もしくは80%以上（締固めの試験 (JIS A 1210) C-D-E法） 【粘性土】 ・路床：自然含水比又はトラフィックバリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が95% ≤ V_a ≤ 96% 又は 96% ≤ V_a ≤ 95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィックバリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が95% ≤ V_a ≤ 96%。ただし、締固めの管理が可能な場合は、品質上の基準を適用することである。その他、設計図書による。	路床の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3穴で測定し、3穴の最高値で判断を行う。		
			又は、 78(新築を扱った底土の管理要領(第1章)に基づく)による。 ※受審資料・事例	【砂置法】 ・路床：次の密度への締固めが可能なら範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値の80%以上（締固めの試験 (JIS A 1210) A-2) 以上。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の80%以上（締固めの試験 (JIS A 1210) A-2) もしくは80%以上（締固めの試験 (JIS A 1210) C-D-E法） 【粘性土】 ・路床：路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィックバリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が95%以下。ただし、締固めの管理が可能な場合は、品質上の基準を適用することである。 又は、設計図書による。	底土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して、管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床より、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,000㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積と管理単位とに分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上5,000㎡未満：15点		・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を大きく下回っている方が存在した場合は、監査員と協議の上、(1層) 転圧を行うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧【A】-288		路床仕上げ後空室、空室間について実施する。ただし、埋戻し施工、供設用高圧排水工事は除く。	・加重車については、舗装層に用いた転圧機と同等以上の総重量の加重車(約2トンのトラック等)を用いるものとする。	
		その他(中)	中板強度試験	JIS A 1215		車重係数として最低40kNについて(箇所)の新で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CSR試験	JIS A 1222	設計図書による。	主輪荷重として最低40kNについて1箇所の割合で行う。		
			含水比試験	JIS A 1209		路床の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧【A】-273		必要に応じて (前) トラフィックバリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧【A】-284 (かつロードセル)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
24 コンクリートダム	施工	単位水量測定	1) データミックスコンクリート単位水量測定要領(案)の付付について(平成18年3月9日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に指導を指示し、その指導書の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連続車の経路に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込までに、持ち帰る等、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に指導を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、3回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、植骨材の最大寸法が30mm～35mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は185kg/m ³ を基本とする。	
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上30cm未満：許容差±1.5cm スランプ30cm以上180cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはデータミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型、場所打ち、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、庄底、高欄等)、堤防工(高さ1m以上)、防波工、橋門、橋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の90%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3回 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.トンネル、堤防物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。		
		温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。		
その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1118	設計図書による。	1回2回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.4t/m ³ 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108				

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
24 コンクリートダム	施工	単位水量測定	1) データミックスコンクリート単位水量測定要領(案)の付付について(平成18年3月9日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に指導を指示し、その指導書の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連続車の経路に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込までに、持ち帰る等、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に指導を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は、3回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、植骨材の最大寸法が30mm～35mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は185kg/m ³ を基本とする。	
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上30cm未満：許容差±1.5cm スランプ30cm以上180cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはデータミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭型、場所打ち、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、庄底、高欄等)、堤防工(高さ1m以上)、防波工、橋門、橋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
		空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の90%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3回 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.トンネル、堤防物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割で行う。		
		温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。		
その他		コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1118	設計図書による。	1回2回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.4t/m ³ 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108				

摘要

(一部修正)
国の改定に伴い修正

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分 その他	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績等 による 確認
30 型工コン (RATIO)	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水: $\pm 1\%$ 以内 セメント: $\pm 1\%$ 以内 骨 材: $\pm 3\%$ 以内 炭和材: $\pm 3\%$ 以内 (高粉スラグ微粉末の場合は $\pm 1\%$ 以内) 炭和剤: $\pm 3\%$ 以内	工事開始前、工事1回/8か月以上。	・レディー・マストコンクリートの 場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合 JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スラブ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事1回/12 か月以上。		○
			練混ぜミキサの運 送: 土木学会標準 JISCE-T 602-2013	コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位容積質量 の差: 8%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スラブ公差: 30mm以下			○	
			粗骨材の表面含水 試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/7日以上	・レディー・マストコンクリート以外 の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面含水 試験	JIS A 1125		1回/7日以上		○
施工	必要	その他	スラブ試験	JIS A 1101	スラブ25cm以上30cm未満: 許容 差 ± 1.5 mm スラブ30cm以上18cm以下: 許容 差 ± 0.5 mm	・荷割し時 1回/日以上、構造物の重要部 と工事の規模に応じて20m ² ~ 150m ² ごとに1回、および荷割 し時に品質変化が認められた 時。		○
			単位水量測定	・レディー・マスト コンクリート(車 道)重量測定等 (平成16年3 月6日事務連絡) ※参考資料1参照	① 測定した単位水量が、配合設計 値 $\pm 15\text{kg/m}^3$ の範囲にある場合は そのまま採用する。 ② 測定した単位水量が、配合設計 値 $\pm 15\text{kg/m}^3$ を超え $\pm 20\text{kg/m}^3$ の範囲に ある場合は、水量変動の原因を 調査し、生コン製造者に改善を 指示し、その確認後の生コンに 1回使用する。その後、配合設計値 $\pm 15\text{kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運 搬車の3台毎に1回、単位水量の 測定を行う。 なお、① 15kg/m^3 以内で安定する までとは、7回連続して 15kg/m^3 以内の値を観測することをいう。 ③ 配合設計値 $\pm 20\text{kg/m}^3$ の指示値 を超える場合は、生コンを打戻 す前に、持ち帰らせ、水量変動 の原因を調査し、生コン製造業 者に改善を指示しなければなら ない。その後の配合設計値 $\pm 15\text{kg/m}^3$ 以内になるまで全運搬車の 測定を行う。 なお、測定値が管理値または指 示値を超えた場合は1回に限り再 試験を実施することができる。 再試験を実施した場合は2回の測 定結果のうち、配合設計との差 の絶対値の小さい方を採用す る。	① 荷割し時 1回/日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合に重 要部に於いて100m ² ~150m ² ご とに1回、及び荷割し時に品質 変化が認められたときとし、 測定回数は多い方を採用す る。 100m ² /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合に重 要部に於いて100m ² ~150m ² ご とに1回、及び荷割し時に品質 変化が認められたときとし、 測定回数は多い方を採用す る。	・参考値の単位水量の上限値は、粗 骨材の最大寸法が20mm~30mmの 場合は 175kg/m^3 、40mmの場合は 185kg/m^3 を基本とする。	○
			コンクリートの圧 縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強 度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定 した呼び強度以上であること。 1回の試験結果は、3回の供試 体の試験値の平均値。	・荷割し時 1回/日以上、構造物の重要部 と工事の規模に応じて20m ² ~ 150m ² ごとに1回、及び荷割 し時に品質変化が認められた 時。なお、テストピースは打 設場所で採取し、1回につき8 本(φ70×3本、φ28×3本) とする。		○
			塩化物総量制限	・コンクリートの 耐久性向上)仕様 書 ※参考資料2参照	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と 午後にまたがる場合は、午前 に1回コンクリート打設に行 い、その試験結果が塩化物総 量の制限値の1/2以下の場合 は、午後の試験を省略する ことができる。 ① 試験の測定回 数は3回とする) 試験の判定は 3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、 「海砂の塩化物イオン含有率試験方 法」(JIS F-509-2021, 509-2022) 又は設計図書の規定により行う。	○
その他	必要	その他	空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	$\pm 1.5\%$ (許容値)	・荷割し時 1回/日以上、構造物の重要部 と工事の規模に応じて20m ² ~ 150m ² ごとに1回、および荷割 し時に品質変化が認められた 時。		○
			コヤによる強度試 験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合 に行う。		○
			コンクリートの洗 い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた 場合に行う。		○

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
92 ロックポルト (6&7)	材料 その他	必須	外観検査 (ロックポルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造商社の試験による。		○	
			ポルトの圧縮強度試験	JIS A 1105	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル掘進長50mごとに1回 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ポルトのラローベ試験	JIS A 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中又は必要の頻度 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ロックポルトの引張試験	「ロックポルトの引張試験」※従来資料を参照		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施。1箇所当たり5本均等に行う (ただし、掘削部では両側壁各1本)。			
93 路上再生路盤工	材料 必須	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	修正CBR20以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照 表-3.2.9 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：8以下				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事前1箇/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-256 X _u 95%以上 X _u 95.5%以上 X _u 96.5%以上 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が50mm以下の場合のみ適用できる。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が偏がたい場合は5孔の測定値の平均値X ₅ が規格値を満足するものとするが、X ₅ が規格値をはずれた場合は、さらに5孔のデータを加えた平均値X ₅ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔を追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり8孔以上で測定する。				
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			CARの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-135		CARの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203		1~2箇/日			

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
92 ロックポルト (6&7)	材料 その他	必須	外観検査 (ロックポルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造商社の試験による。		○	
			ポルトの圧縮強度試験	JIS A 1105	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル掘進長50mごとに1回 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ポルトのラローベ試験	JIS A 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中又は必要の頻度 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ロックポルトの引張試験	「ロックポルトの引張試験」※従来資料を参照		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施。1箇所当たり5本均等に行う (ただし、掘削部では両側壁各1本)。			
93 路上再生路盤工	材料 必須	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-68	修正CBR20以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照 表-3.2.9 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：8以下				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事前1箇/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-256 X _u 95%以上 X _u 95.5%以上 X _u 96.5%以上 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が50mm以下の場合のみ適用できる。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が偏がたい場合は5孔の測定値の平均値X ₅ が規格値を満足するものとするが、X ₅ が規格値をはずれた場合は、さらに5孔のデータを加えた平均値X ₅ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔を追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり8孔以上で測定する。				
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			CARの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-135		CARの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203		1~2箇/日			

摘要

巻末資料 6 ← 9 に修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧【3】-224	基準密度の94%以上。 110 88%以上 118 88.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・緯面の密度は、箇々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・緯面の密度は、10孔の測定値の平均値110が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が母がたい場合は3孔の測定値の平均値110が規格値を満足するものとするが、12が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値110が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡・10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔を追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例) 12,000㎡の場合、 6,000㎡/ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり8孔以上で測定する。		
			外観検査（混合材）	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧【2】-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト封入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト種類判定方法	60(1710mm)以上 (25℃) ※封入率または圧縮係数のどちらかが規格値を満足すればよい。	再生混合料製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 アスファルトコンクリート再生骨材の圧縮係数の求め方	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	1,710 (70mm)以下 (25℃) ※封入率または圧縮係数のどちらかが規格値を満足すればよい。	再生混合料製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは80℃以下の烘乾後とし、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	2.36mmふるい：±1%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±1%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ：中規模以上の工事：定期的又は随時。 ：小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±5%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量：±0.8%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
	その他		水場ホイルトワッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-66	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-18			耐磨耗性の確認	○

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧【3】-224	基準密度の94%以上。 110 88%以上 118 88.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・緯面の密度は、箇々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・緯面の密度は、10孔の測定値の平均値110が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が母がたい場合は3孔の測定値の平均値110が規格値を満足するものとするが、12が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値110が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡・10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔を追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例) 12,000㎡の場合、 6,000㎡/ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり8孔以上で測定する。		
			外観検査（混合材）	目視		随時		
36 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧【2】-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト封入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1710mm)以上 (25℃)	再生混合料製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは80℃以下の烘乾後とし、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	2.36mmふるい：±1%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±1%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ：中規模以上の工事：定期的又は随時。 ：小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±5%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量：±0.8%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
	その他		水場ホイルトワッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-66	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-18			耐磨耗性の確認	○

摘要

(一部追加)
国の改定に伴い追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合材)	目視		随時		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			現場密度の測定	諸氏調査・試験法 便覧【3】-218	基準密度の94%以上。 X10 98%以上 X8 98%以上 X3 98.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の92%以上。 X10 95%以上 X8 95.5%以上 X3 96.5%以上	・経年の度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・経年の度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃った場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔の平均値を加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10孔を追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	視覚検査・照像確認		規格とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			各種試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート適合不可な主部材)	JISによる。	JISによる。	JISによる。	試験対象とする部材は監督員と協議のうえ決定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測				
38 カス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ：50μm以下 (切削による場合もこれに準ずる)	最大表面粗さ：JIS B 0801 (2016)に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			ノッチ	目視・計測	ノッチがある場合はなす			
			スラッグ	目視	現状のスラッグが点在し、付着しているが、こんどを除去する部品にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに孔みをおびているが、構造的な欠陥のもの。			
			平面度	目視	設計図書による。 (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 3241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本溶接協会」直轄標準方法「可焊性」を拠部材・鋼上部分適用【17.9.4溶接施工法】第1項に開先溶接試験片取付方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の実地で溶接施工試験を行い、かつ高圧試験をかつ工場で、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			弯曲試験 (18mm未満断面 (7) (18mm以上断面 (7)：開先溶接)	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラッグ等とみえてあることが確認され、かつ、亀裂の長さが5mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 3242	衝撃強度及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 3242 Yノッチ 試験片の採取位置：「日本溶接協会」直轄標準方法「可焊性」を拠部材・鋼上部分適用【17.9.4溶接施工法】第1項に開先溶接試験片取付方法による。 試験片の個数：各部位につき3		○
			メカニカル試験：開先溶接	JIS B 0858に準じる。	欠陥があってもならない。	試験片の個数：1		○
								○

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	換 要	試験成績表等による確認
36 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合材)	目視		随時		
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			現場密度の測定	諸氏調査・試験法 便覧【3】-218	基準密度の94%以上。 X10 98%以上 X8 98%以上 X3 98.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の92%以上。 X10 95%以上 X8 95.5%以上 X3 96.5%以上	・経年の度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・経年の度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃った場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔の平均値を加えた平均値X6が規格値を満足していなければならない。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合は、10,000㎡毎に10孔を追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
37 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	視覚検査・照像確認		規格とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			各種試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート適合不可な主部材)	JISによる。	JISによる。	JISによる。	試験対象とする部材は監督員と協議のうえ決定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測				
38 カス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	無塗装材の最大表面粗さ：50μm以下 二次塗装材の最大表面粗さ：100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)	最大表面粗さとは、JIS B 0801 (2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			ノッチ検査	目視・計測	主部材材：ノッチがあってもならない 二次部材：1mm以下	ノッチ深さは、ノッチ上縁から底までの深さを指す。		
			スラッグ	目視	現状のスラッグが点在し、付着しているが、こんどを除去する部品にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに孔みをおびているが、構造的な欠陥のもの。			
			平面度	目視	設計図書による。 (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 3241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本溶接協会」直轄標準方法「可焊性」を拠部材・鋼上部分適用【20.9.4溶接施工法】第1項に開先溶接試験片取付方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の実地で溶接施工試験を行い、かつ高圧試験をかつ工場で、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			弯曲試験 (18mm未満断面 (7) (18mm以上断面 (7)：開先溶接)	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラッグ等とみえてあることが確認され、かつ、亀裂の長さが5mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 3242	衝撃強度及び溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 3242 Yノッチ 試験片の採取位置：「日本溶接協会」直轄標準方法「可焊性」を拠部材・鋼上部分適用【20.9.4溶接施工法】第1項に開先溶接試験片取付方法による。 試験片の個数：各部位につき3		○
			メカニカル試験：開先溶接	JIS B 0858に準じる。	欠陥があってもならない。	試験片の個数：1		○
								○

摘要

(一部修正)
国の改定に伴い修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 11 月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

摘要

(一部修正)

国の改定に伴い修正

工種	工程	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	
溶接工	加工	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会溶接技術者会・開先溶接」参照。開先溶接は、鋼材厚さ17.8mm以上部分を除く。	開先溶接の寸法は、図面による。	試験片の形状：試験片縦断面 （非破壊試験を行う者の資格） 組織探傷試験又は超音波探傷試験を行う場合は、それぞれ試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊検査技師書の資格及び認証）に規定するレベル以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベルⅡ以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベルⅢ以上の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベルⅢ以上の資格とする。	○	
		ヤコロ試験：すみ肉溶接	JIS Z 9053に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会溶接技術者会・開先溶接」参照。鋼材厚さ17.8mm以下部分を除く。溶接方法は、試験片の形状と試験片の間隔：1	溶接方法は、「日本道路協会溶接技術者会・開先溶接」参照。鋼材厚さ17.8mm以下部分を除く。溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
		引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2341	破断点は268N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で割れてはいない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の間隔：9	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
		曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3146	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3146 試験片の間隔：9		○
		浸み液溶接部の内観不良に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3080	試験で検出されずすばはば、設計上許容される寸法以下でない。ただし、寸法によらず表面の開いた割れ等の面状きずはあってはならない。溶接部を通した場合には合格としてよい。引張り力を受ける溶接部は、JIS Z 3146（質量）（長さ等）によるきずの評価方法を示す2级以上とする。圧縮力を受ける溶接部は、JIS Z 3146（質量）（長さ等）によるきずの評価方法を示す2级以上とする。なお、板厚が3mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる範囲では、所定の強度等級を満たす上で許可できるきずについてはこの値より小さい場合があるのに注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 2305による。	「日本道路協会溶接技術者会・開先溶接」参照。鋼材厚さ17.8mm以下部分を除く。溶接方法及び試験片の形状による。また、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工記録をもつ場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
		外観検査（射撃）	目視	あてではない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視実施する。目視は全長実施する。ただし、判定が困難な場合は、組織探傷試験又は超音波探傷試験を用いる。	組織探傷試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれ試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊検査技師書の資格及び認証）に規定するレベル以上の資格を有していなければならない。	○
		外観形状検査（ビート表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	面に考慮する突出せり溶接端手、角溶接端手に、ビート表面にピットがあてはまらない。その他のすみ肉溶接及び部分高みの開先溶接には、1箇所に3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3箇所を1箇所として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全長実施する。		
		外観形状検査（ビート表面の凹凸）	ビート表面の凹凸は、ビート高さ25mmの範囲で3mm以下。				

1-354

[illegible][illegible][illegible]

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
34 溶接工	施工	点検	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・鋼橋」Ⅱ鋼部材・鋼上座橋道幅17.0m以下部全許容の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・鋼橋」Ⅱ鋼部材・鋼上座橋道幅17.0m及び幅17.0m以下各橋手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。幅17.0m及び幅17.0m以下に示されていない橋手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・鋼橋Ⅱ」Ⅱ鋼部材・鋼上座橋道幅17.0m及び幅17.0m以下に示されている。	
			外観試験（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに $-1.0mm$ の公差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよく、余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ピート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ピート幅（B[mm]）余盛り高さ（h[mm]） B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・割れ及びスラグ寄込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1点について接取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
その他								

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
34 溶接工	施 工	点検	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・鋼橋」Ⅱ鋼部材・鋼部材幅17.0m以下部全許容の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・鋼橋Ⅱ」Ⅱ鋼部材・鋼部材幅17.0m及び幅17.0m以下各橋手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-10及び表-10.5に示されていない橋手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・鋼橋Ⅱ」Ⅱ鋼部材・鋼部材幅17.0m及び幅17.0m以下に示されている。		
			外観試験（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに $-1.0mm$ の公差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよく、余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ピート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ピート幅（B[mm]）余盛り高さ（h[mm]） B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B				
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の平服：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・割れ及びスラグ寄込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1点について接取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。		

（一部修正）
国の改定に伴い修正